

# 8月1日から 乳幼児等医療費助成を拡大

◇乳幼児等医療費助成事業（中学生まで）

年齢	世帯課税	診療	現行	→	8月診療分からの拡大内容
未就学児 0歳 ～ 6歳児	非課税	入院	初診時一部負担金のみ	→	初診時一部負担金のみ(変更なし)
	課税	通院			
小学生	非課税	入院	初診時一部負担金のみ【保護者が医療機関で自己負担分3割を支払い、その領収書で町に請求すると、町が初診時一部負担金との差額を保護者に振り込みます】	→	初診時一部負担金のみ(変更なし)
	課税	通院			
	非課税				
中学生	非課税	入院	助成対象外(3割負担)	→	初診時一部負担金のみ【保護者が医療機関で自己負担分3割を支払い、その領収書で町に請求すると、町が初診時一部負担金との差額を保護者に振り込みます】
	課税	通院			
	非課税				

乳幼児等医療費助成制度ばかりでなく、重度心身障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度も課税世帯の中学生に対し、従来の1割負担から初診時一部負担金のみとする改正を行いました。(下表)

町では、こうした改正により、障がいのある方やひとり親家庭も支援します。

**重度心身障害者医療費助成制度  
ひとり親家庭等医療費助成制度  
同時に改正**



◇重度心身障害者医療費助成事業（65歳未満まで）  
◇ひとり親家庭等医療費助成事業（原則18歳以下まで）

年齢	世帯課税	診療	現行	→	8月診療分からの拡大内容
未就学児	非課税	入院	初診時一部負担金のみ	→	初診時一部負担金のみ(変更なし)
	課税	通院			
小学生	非課税	入院	初診時一部負担金のみ	→	初診時一部負担金のみ(変更なし)
	課税	通院			
	非課税				
中学生	非課税	入院	初診時一部負担金のみ	→	初診時一部負担金のみ(変更なし)
	課税	通院			
	1割負担				
中学生を 含まない 15歳 以上	非課税	入院	初診時一部負担金のみ	→	初診時一部負担金のみ(変更なし)
	課税	通院			
	1割負担				

◎ 初診時一部負担金はいずれの制度の場合も → 医科 580円 歯科 510円 柔整 270円

■ 問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

# 中学生の医療費を軽減します

子育て支援や保健向上と福祉の増進へ

7月号広報でもお知らせしましたが、8月1日から乳幼児等医療費助成の対象範囲を中学生まで拡大し、入院・通院・訪問看護を助成対象とし、家庭の医療費負担の軽減を図ります。

## 制度の内容

医療費助成制度は、医療費の一部を保護者の方に助成することで、病気の早期診断と早期治療を促進し、保健向上、福祉増進を目的としています。

制度は、「乳幼児等医療費」、「重度心身障害者医療費」、「ひとり親家庭等医療費」の三つの柱となっています。

平成24年8月から、小学生の通院にかかる医療費自己負担を初診時一部負担金に拡大しましたが、今回は、中学生の医療費についても同様に助成し、医療費負担を軽減する改正となります。

改正内容は、乳幼児等・重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費それぞれ3ページの表のとおりです。

## 乳幼児等医療費助成制度

乳幼児等医療費は、多くの方から助成対象範囲の拡大が望まれていたこともあり、今回この拡大を中心に制度の改正を行ったものです。

乳幼児等医療費助成の中学生の医療費につきましては、受診後の申請、振込方式となります。

医療機関の領収書を添えて役場福祉保健課医療給付係窓口申請することで、助成額を保護者の方へ口座振込します。

- 申請に必要なもの
  - ・医療機関の領収書・健康保険証・印鑑
  - ・保護者の方の口座番号が分かるもの

前月診療分の領収書をまとめて毎月1日から10日までの平日に申請していただく、その月の25日前後に振り込みします。

(3ページの表の小学生の通院および中学生の通院・入院のみ)

例1) 8月診療分 → 9月10日申請 → 9月25日振り込み

例2) 8月診療分 → 9月11日申請 → 10月23日振り込み

## 資格認定申請が必要です

事前に資格の認定申請が必要となります。対象者の保護者あてに町から通知していますので、8月10日までに役場福祉

保健課医療給付係に申請してください。

- 必要なもの
  - ・認定申請書・印鑑
  - ・対象者の健康保険証（本町の国保に加入している場合は必要ありません）